

事例2 シスメックス(株)によるシスメックスBioMajesty(株)の株式取得

第1 当事会社

シスメックス株式会社(法人番号9140001009530)(以下「シスメックス」という。)は、臨床検査機器、検査用試薬及び関連ソフトウェア等の製造販売業を営む会社である。

シスメックスBioMajesty株式会社(法人番号8012801024276)(以下「BioMajesty」という。)は、日本電子株式会社(法人番号9012801002438)が新設した子会社である。

以下、シスメックスと既に結合関係が形成されている企業の集団を「シスメックスグループ」、シスメックスグループとBioMajestyを併せて「当事会社グループ」という。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、日本電子株式会社が、同社の自動化学分析装置、検査用試薬及び検体検査支援システム等の製造販売業をBioMajestyに対して吸収分割により承継させた上で、シスメックスが、BioMajestyの株式に係る議決権の50%を超えて取得すること(以下「本件行為」という。)を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

なお、当事会社グループが営む事業の間で競争関係、取引関係等にあるもの(取引関係が生じる可能性のあるものを含む。)は複数存在するところ、これらについて検討したもののうち、以下は、競争に与える影響が比較的大きいと考えられた、生化学検査装置の一種である自動化学分析装置並びに自動化学分析装置用コントロール血清及び外部精度管理プログラムの製造販売業に係る混合型企業結合(商品拡大)の検討結果について詳述したものである。

第3 一定の取引分野

1 商品の概要

(1) 生化学検査装置

生化学検査装置とは、生化学検査を行う装置の総称であり、生化学検査とは、臓器機能・代謝・電解質(イオン)の評価を目的に、血液や尿などの体液中の化学成分(酵素、糖、脂質、タンパク質など)を調べる検査である¹⁾。

生化学検査装置は、多様な生化学検査項目の検査が可能である自動化学分析装置や簡易分析装置と、特定の生化学検査項目の検査に特化した電解質分析装

¹⁾ 健康状態を把握するための基礎的検査としては、生化学検査以外にも、血液の状態や感染・炎症の確認を目的として血液中の成分(赤血球、白血球、血小板など)を調べる血液検査や、腎臓や尿路系の異常、肝臓病などの確認を目的として尿中の成分(尿蛋白、尿糖、尿潜血など)を調べる尿検査があるが、これらの検査は、生化学検査とは検査の目的が異なる。

置、血糖分析装置、HPLC装置、血液ガス分析装置等（以下、特定の項目の検査に特化した電解質分析装置等の生化学検査装置を総称して「電解質分析装置等」という。）に大別される。

(2) 自動化学分析装置

生化学検査装置の一種である自動化学分析装置とは、遠心分離した血清や血しょう検体について、基礎的な生化学検査項目の成分を分析する装置である。

自動化学分析装置は、多様な生化学検査項目の検査が可能であるという点では、前記(1)で述べた簡易分析装置と共通するが、自動化学分析装置の方が、簡易分析装置よりも処理速度が速いため、高額ではあるものの、総合病院や大学病院などの大規模な病院等を中心に、多くの医療機関や検査機関等で導入されている。

【図表1】自動化学分析装置の一例（BioMajesty）



（JCA-BM6010G 自動分析装置 クリナライザ BioMajesty™）

(3) コントロール血清

コントロール血清とは、検体検査装置²や検査用試薬の測定精度を管理するために加工調製された人工的な血清である。

コントロール血清は、検体検査装置で測定され、その測定値がコントロール血清にあらかじめ与えられた基準値の範囲内にあるか、実測値（目標値）にどの程度近いかを評価することで、検体検査装置が安定した状態で機能しているか（測定の安定性）、どの程度正確に測定することができているか（測定の正確性）を確認するために用いられる。コントロール血清は、測定精度の管理対象となる検体検査装置の種類等に応じて、その成分や濃度が異なる（以下では、前記(2)で述べた自動化学分析装置の測定精度の管理に用いられるコントロー

² 血液や尿などの検体を分析し、病気の診断や健康状態の把握を支援する医療用機器の総称であり、前記(1)で述べた生化学検査装置だけでなく、血液検査を行う血液検査装置や尿検査を行う尿検査装置などを含む。

ル血清のことを「自動化学分析装置用コントロール血清」という。))。

検体検査装置の需要者である医療機関や検査機関等にとって、検体検査装置の測定精度の管理は重要であるため、これらの需要者らは、基本的には、コントロール血清を購入し、同血清を用いて検体検査装置の測定精度管理を行っている。

【図表2】コントロール血清（当事会社提出写真）



(4) 外部精度管理プログラム

ア 内部精度管理と外部精度管理

自動化学分析装置用コントロール血清を用いた自動化学分析装置の測定精度管理の方法には、内部精度管理と外部精度管理がある³⁾。

内部精度管理とは、医療機関等の需要者が、自らの施設の自動化学分析装置により自動化学分析装置用コントロール血清の測定を行い、その測定結果を基に自ら測定精度管理を行う方法をいう。

外部精度管理とは、医療機関等の需要者が、自らの施設の自動化学分析装置による自動化学分析装置用コントロール血清の測定結果を他の医療機関等の施設の自動化学分析装置による自動化学分析装置用コントロール血清の測定結果と比較することで、内部精度管理よりも精度の高い測定精度管理を行う方法⁴⁾をいう。

検体検査を業として行う登録衛生検査所⁵⁾を除けば、医療機関等の需要者にとって、自動化学分析装置の内部精度管理⁶⁾及び外部精度管理の実施はいずれも努力義務であるため（医療法施行規則第9条の7の2）、医療機関等の中には、予算等に鑑みて、内部精度管理のみによって自動化学分析装置の

³⁾ なお、内部精度管理と外部精度管理は、自動化学分析装置の測定精度管理の方法としてだけでなく、他の種類の検体検査装置の測定精度管理の方法としても存在する。

⁴⁾ 自動化学分析装置用コントロール血清にあらかじめ与えられている目標値に対する自施設測定値の乖離の程度を他施設の測定値と比較し、一定の乖離が見られる場合には、原因究明を行い（試料不良、試薬不良、機器不良）、是正処置を講じる方法。

⁵⁾ 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項に基づき登録を受けた衛生検査所であり、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年7月21日厚生省令第24号）第12条の2に基づき、外部精度管理調査を受けることが法的義務とされている。

⁶⁾ ただし、遺伝子関連・染色体検査に係るものは除く。医療機関等は、遺伝子関連・染色体検査の業務を行う場合は、内部精度管理（遺伝子関連・染色体検査に係るものに限る。）が行われるように配慮しなければならない（医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令第50号）第9条の7の3第1項）。

測定精度管理を行っている者も一定数存在するが、そのような医療機関等は、診療所や比較的規模の小さい病院等が中心であり、一定以上の規模を有する病院や登録衛生検査所を含む検査機関等は、内部精度管理に加えて、外部精度管理も実施している状況にある。

医療機関等のうち、内部精度管理のみによって自動化学分析装置の測定精度管理を行っている者と外部精度管理による自動化学分析装置の測定精度管理も行っている者の正確な比率は不明であるが、医療機関等にとって、自動化学分析装置を含む検体検査装置の測定精度管理の客観性や信頼性を担保することは重要であることから、現在では、後者の方が多いとされている。

イ 外部精度管理

自動化学分析装置の外部精度管理には、主に2種類の方法があり、具体的には、公益社団法人日本医師会や一般社団法人日本臨床衛生検査技師会等の第三者機関が定期的実施している外部精度管理調査（以下「定期調査」という。）を受検する方法と、シスメックス等の民間企業が提供している外部精度管理を行うためのソフトウェア等のシステム（以下「外部精度管理プログラム」という。）を利用する方法がある。

前者の方法は、公益社団法人日本医師会等の第三者機関が、調査への参加を申し込んだ全国の医療機関等に同一の管理試料を同時に送付し、その測定結果を集計・統計的に解析して、その解析結果を報告書（A, B, C, D等の評価が記載されている）にして各医療機関等に交付することにより行われる外部精度管理の方法である。

後者の方法は、外部精度管理プログラムを提供している民間企業が、自社で製造販売している自動化学分析装置用コントロール血清の測定結果を同プログラムを利用している医療機関等から集計し統計的に解析して、その解析結果を当該医療機関等に提供することにより行われる外部精度管理の方法である⁷。

第三者機関による定期調査は、おおむね1年に1回の頻度で実施されているのに対して、シスメックス等の民間企業が提供している外部精度管理プログラムでは、おおむね1か月単位で参加施設の自動化学分析装置による自動化学分析装置用コントロール血清の測定結果が集計・解析されている。そのため、外部精度管理プログラムは、より日常的に行われる外部精度管理に使用されている。

現在では、外部精度管理を行っている医療機関等の多くが、定期調査の受

⁷ ある事業者（A）が提供している外部精度管理プログラムを利用して自動化学分析装置の外部精度管理を行うことができるのは、当該事業者（A）が製造販売している自動化学分析装置用コントロール血清を利用している需要者のみであり、他の事業者（B）が製造販売している自動化学分析装置用コントロール血清の測定結果をもって、同プログラムにより自動化学分析装置の外部精度管理を行うことはできない。

検による外部精度管理と外部精度管理プログラムの利用による外部精度管理の両方を行っているとされている。

2 商品範囲

(1) 生化学検査装置

ア 自動化学分析装置と電解質分析装置等の代替性

自動化学分析装置は、多様な生化学検査項目の検査に対応した装置である一方で、電解質分析装置等は、特定の生化学検査項目の検査に特化した装置であるため、自動化学分析装置と電解質分析装置等との間の需要の代替性は限定的である。

その上で、本件では、BioMajestyが製造販売している生化学検査装置が自動化学分析装置のみであることに鑑みて⁸、より慎重に審査する観点から、自動化学分析装置と電解質分析装置等を異なる商品範囲として画定した。

イ 自動化学分析装置と簡易分析装置の代替性

自動化学分析装置は、簡易分析装置よりも高額であるが、処理速度が速いことから、生化学検査を行う機会が多い大規模な病院等を中心に、多くの医療機関や検査機関等で導入されている。そのため、自動化学分析装置と簡易分析装置との間の需要の代替性は限定的である。

その上で、本件では、BioMajestyが製造販売している生化学検査装置が自動化学分析装置のみであることに鑑みて、より慎重に審査する観点から、自動化学分析装置と簡易分析装置を異なる商品範囲として画定した。

ウ 小括

以上のことから、本件では、「自動化学分析装置」を商品範囲として画定した。

(2) コントロール血清

コントロール血清は、測定精度の管理対象となる検体検査装置の種類等に応じて、その成分や濃度が異なるため、自動化学分析装置用コントロール血清と自動化学分析装置以外の検体検査装置の測定精度の管理に用いられるコントロール血清との間の需要の代替性は限定的である。

その上で、本件では、BioMajestyが製造販売している検体検査装置が自動化学分析装置のみであることに鑑みて、より慎重に審査する観点から、自動化学分析装置との組合せ供給が問題となり得る自動化学分析装置用コントロール血清をその他のコントロール血清とは異なる商品範囲を構成するものと整理し、「自動化学分析装置用コントロール血清」を商品範囲として画定した。

⁸ なお、シスメックスグループは、生化学検査装置を製造販売していない。

(3) 外部精度管理プログラム（定期調査との代替性）

定期調査は、おおむね1年に1回の頻度でしか実施されないのに対して、外部精度管理プログラムでは、おおむね1か月単位で、参加施設の測定結果が集計・解析されているため、外部精度管理を日常的にも行いたいと考える需要者にとっては、定期調査の利用は、外部精度管理プログラムに代わる選択肢とはならないと考えられる。そのため、外部精度管理プログラムと定期調査との間の需要の代替性は限定的である。

その上で、本件では、シスメックスグループが定期調査を行っておらず、外部精度管理プログラムのみを提供していることに鑑みて、より慎重に審査する観点から、外部精度管理プログラムと定期調査を異なる商品範囲を構成するものと整理し、「外部精度管理プログラム」を商品範囲として画定した。

3 地理的範囲

自動化学分析装置、自動化学分析装置用コントロール血清及び外部精度管理プログラムのいずれについても、需要者は、自らの所在する地域を問わず、日本全国の供給者から同等の条件等で調達しており、供給者も、日本全国の需要者に同等の条件等で供給しているため、本件では、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

第4 本件行為が競争に与える影響

1 本件行為の企業結合類型

シスメックスグループは、日本国内において、医療機関や検査機関等の需要者向けに、自動化学分析装置用コントロール血清及び外部精度管理プログラムの製造販売業を営んでおり、BioMajestyは、日本国内において、同じ需要者向けに、自動化学分析装置の製造販売業を営んでいることから、本件行為は、シスメックスグループが営む自動化学分析装置用コントロール血清及び外部精度管理プログラムの製造販売業と、BioMajestyが営む自動化学分析装置の製造販売業に係る混合型企業結合（商品拡大）に該当する⁹。

⁹ 理論的には、シスメックスグループが営む自動化学分析装置用コントロール血清の製造販売業とBioMajestyが営む自動化学分析装置の製造販売業に係る混合型企業結合（商品拡大）、及び、シスメックスグループが営む外部精度管理プログラムの製造販売業とBioMajestyが営む自動化学分析装置の製造販売業に係る混合型企業結合（商品拡大）を分けて検討することも考えられるが、後記2(2)アで述べるとおり、自動化学分析装置用コントロール血清の製造販売市場におけるシスメックスグループの市場シェアが高いのは、同グループの自動化学分析装置用コントロール血清の品質や価格が他社製品よりも優れているからではなく、専ら、同グループが他社に先駆けて提供し、需要者にも広く認知されている外部精度管理プログラム（商標名：Caresphere XQC）の顧客誘引力によるものであるため、かかる実態を踏まえて、本件では、シスメックスグループが営む自動化学分析装置用コントロール血清及び外部精度管理プログラムの製造販売業とBioMajestyが営む自動化学分析装置の製造販売業に係る混合型企業結合（商品拡大）として、まとめて検討することとした。

2 混合型企業結合（商品拡大）

(1) 一定の取引分野におけるセーフハーバー基準の該当性

ア 自動化学分析装置用コントロール血清

日本全国における自動化学分析装置用コントロール血清の製造販売市場の市場シェアは図表3のとおりであり、本件行為後のシスメックスグループの市場シェアが約50%であることから、混合型企業結合（商品拡大）のセーフハーバー基準に該当しない。

【図表3】自動化学分析装置用コントロール血清の市場シェア（令和6年）

順位	会社名	市場シェア
1	シスメックスグループ	約50%
2	A社	約15%
3	B社	約10%
4	C社	約5%
5	D社	約5%
6	E社	0～5%
7	F社	0～5%
8	G社	0～5%
9	H社	0～5%
	その他	0～5%
合計		100%
シスメックスグループの市場シェア・順位：約50%・第1位		
本件行為後のHHI：約3,000		

イ 外部精度管理プログラム

日本全国における外部精度管理プログラムの製造販売市場の市場シェアは図表4のとおりであり、本件行為後のシスメックスグループの市場シェアが約60%であることから、混合型企業結合（商品拡大）のセーフハーバー基準に該当しない。

なお、図表4のI社、J社、K社及びL社はいずれも、自動化学分析装置用コントロール血清を製造販売している。

【図表4】外部精度管理プログラムの市場シェア（令和6年）

順位	会社名	市場シェア
1	シスメックスグループ	約60%
2	I社	約20%
3	J社	約10%

4	K社	約5%
5	L社	0～5%
合計		100%
シスメックスグループの市場シェア・順位：約60%・第1位		
本件行為後のHHI：約4,300		

ウ 自動化学分析装置

日本全国における自動化学分析装置の製造販売市場の市場シェアは図表5のとおりであり、本件行為後のHHIが約1,500、BioMajestyの市場シェアが約25%（25%以下）であることから、混合型企業結合（商品拡大）のセーフハーバー基準に該当するレベルである。

【図表5】自動化学分析装置の市場シェア（令和6年）

順位	会社名	市場シェア
1	BioMajesty	約25%
2	M社	約20%
3	N社	約20%
4	O社	約10%
5	P社	約5%
6	Q社	約5%
7	R社	0～5%
8	S社	0～5%
9	T社	0～5%
10	その他	0～5%
合計		100%
BioMajestyの市場シェア・順位：約25%・第1位		
本件行為後のHHI：約1,500		

エ 小括

前記ア及びイのとおり、シスメックスグループが営む自動化学分析装置用コントロール血清及び外部精度管理プログラムの製造販売業については、混合型企業結合（商品拡大）のセーフハーバー基準に該当しない一方で、前記ウのとおり、BioMajestyが営む自動化学分析装置の製造販売業については、混合型企業結合（商品拡大）のセーフハーバー基準に該当するレベルであるため、本件では、後記(2)において、当事会社グループが、自動化学分析装置用コントロール血清及び外部精度管理プログラムの製造販売市場における立場をてこととして、それらと自動化学分析装置を組み合わせることで供給すること

¹⁰（以下「本件組合せ供給」という。）により、自動化学分析装置の製造販売市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じることとなるかについて検討する¹¹。

(2) 本件組合せ供給についての検討

ア 混合型市場閉鎖を行う能力

図表3及び図表4のとおりシスメックスグループの市場シェアが過半を占めていること、自動化学分析装置用コントロール血清及び外部精度管理プログラムは自動化学分析装置の測定精度を管理するために使用されるものであるため、主たる商品と従たる商品の補完性の程度もある程度高いことからすれば、当事会社グループには、混合型市場閉鎖を行う能力（本件組合せ供給により従たる商品の市場の閉鎖性・排他性を生じさせる能力）があるとも考えられる。

しかしながら、シスメックスグループの自動化学分析装置用コントロール血清の製造販売市場における市場シェアが高いのは、同グループの自動化学分析装置用コントロール血清の品質や価格が他社製品よりも優れているからではなく、同グループの自動化学分析装置用コントロール血清を使用すれば、同グループが1970年代から他社に先駆けて提供を開始し¹²、医療機関等の需要者にも広く支持されている外部精度管理プログラム（商標名：Caresphere XQC）を利用して外部精度管理を行うことができるからであるところ¹³、かかる実態を踏まえて、自動化学分析装置の需要者の属性ごとに、本件組合せ供給の効果を分析すると、以下のとおり、当事会社グループに混合型市場閉鎖を行う能力はないと考えられる。

(7) 内部精度管理のみを行っている需要者と定期調査の受検のみによって外部精度管理を行っている需要者

前記アで述べたとおり、シスメックスグループの自動化学分析装置用コントロール血清の製造販売市場における市場シェアが高いのは、同グループが提供している外部精度管理プログラムの顧客誘引力によるものであ

¹⁰ 自動化学分析装置用コントロール血清と外部精度管理プログラムを使用して自動化学分析装置の外部精度管理を行うに当たって、自動化学分析装置用コントロール血清又は外部精度管理プログラムと自動化学分析装置を相互接続する必要等はないため、本件において問題となるのは、主に、契約上の組合せ供給である。

¹¹ 自動化学分析装置の製造販売市場における競争者に対してヒアリングを実施し、当該ヒアリング結果も踏まえて、自動化学分析装置の製造販売市場における市場の閉鎖性・排他性の問題の有無に係る認定を行った。

¹² シスメックスグループは、競争者よりも20年以上前から外部精度管理プログラムを提供している。

¹³ すなわち、シスメックスグループの自動化学分析装置用コントロール血清を使用している医療機関等の需要者の多くは、シスメックスグループの外部制度管理プログラムを利用して自動化学分析装置の外部精度管理を行うために、同グループの自動化学分析装置用コントロール血清を購入していると考えられる。

り、同グループの自動化学分析装置用コントロール血清の品質や価格が他社製品よりも優れていることによるものではない。このため、自動化学分析装置の需要者のうち、内部精度管理のみを行っている需要者及び内部精度管理に加えて定期調査の受検のみによって外部精度管理を行っている需要者¹⁴（これらの需要者は、内部精度管理のために自動化学分析装置用コントロール血清は購入しているが、外部精度管理プログラムは購入していない。）は、仮に、当事会社グループが本件組合せ供給を行ったとしても、その影響を受けることはなく、BioMajestyの自動化学分析装置を専ら購入するようになるとは考えられない。

(イ) 外部精度管理プログラムを利用して外部精度管理を行っている需要者

前記アで述べたとおり、シスメックスグループの自動化学分析装置用コントロール血清の製造販売市場における市場シェアが高いのは、同グループが提供している外部精度管理プログラムの顧客誘引力によるものであるため、仮に、同グループの外部精度管理プログラムが、図表4の競争者らが提供している外部精度管理プログラムに比して、その性能や価格において格別の優位性を有する場合、本件組合せ供給は、シスメックスグループの外部精度管理プログラムを利用している需要者に対して有効に機能する可能性がある。そのため、本件では、シスメックスグループの外部精度管理プログラムに、その調達先をシスメックスグループから競争者らに切り替えることを困難にするほどの優位性があるのかが問題となる¹⁵。

しかしながら、シスメックスグループの外部精度管理プログラムが顧客に広く支持されているのは、専ら、同グループが競争者より20年以上も前から外部精度管理プログラムを提供していること（すなわち、先行者利益を享受していること）によるのであって、同グループの外部精度管理プログラムが、競争者の外部精度管理プログラムに比して、その性能や価格において、格別の優位性を有していることによるのではない。つまり、先行者利益により、シスメックスグループの外部精度管理プログラムを利用している施設の数、競争者の外部精度管理プログラムを利用している施設の数よりも多いため、比較対象データが多い分、シスメックスグループの外部精度管理プログラムを利用した方がより精度の高い外部精度管理を行うことができる可能性は否定できないものの、各競争者の外部精度管理

¹⁴ 自動化学分析装置の国内需要者全体に占める、内部精度管理のみを行っている需要者及び内部精度管理に加えて定期調査の受検のみによって外部精度管理を行っている需要者の正確な割合は不明であるが、おおむね5分の2～3分の2程度であると推計される。

¹⁵ なお、前記第4の2(1)イで述べたとおり、外部精度管理プログラムを提供している競争者ら（I社、J社、K社及びL社）は、いずれも、自動化学分析装置用コントロール血清の製造販売も行っているため、自動化学分析装置の需要者は、外部精度管理プログラムだけでなく、自動化学分析装置用コントロール血清も併せて、上記の競争者らに調達先を切り替えることができる。

プログラムを利用している施設の数の規模に鑑みれば、競争者の外部精度管理プログラムであっても、需要者が求める水準の外部精度管理を行うことはできると考えられるため、シスメックスグループの外部精度管理プログラムについて、その調達先をシスメックスグループから競争者らに切り替えることを困難にするほどの優位性があるとは認められない。

(ウ) 小括

以上のことからすれば、仮に、シスメックスグループが、本件組合せ供給を行うことにより、BioMajestyの自動化学分析装置の製造販売市場における地位の強化を図ろうとしても、前記(ア)の需要者は、自動化学分析装置用コントロール血清の調達先を変更することが可能であり、前記(イ)の需要者は、外部精度管理プログラムの調達先とともに自動化学分析装置用コントロール血清の調達先を変更することが可能であるため、本件組合せ供給が行われたとしても、現にBioMajestyの競争者から自動化学分析装置を購入した、又は、購入しようとしている需要者らが、BioMajestyの自動化学分析装置を専ら購入するようになるとは考えられない。

したがって、当事会社グループに混合型市場閉鎖を行う能力はない。

イ 混合型市場閉鎖を行うインセンティブ

シスメックスグループは、生化学検査分野のほか、血液検査分野や尿検査分野等においても商品やサービスを幅広く医療機関等に提供しており、その中でも特に、血液検査分野においては、血液検査装置等の複数の商品の製造販売市場において高い市場シェアを有しているため、仮に、当事会社グループが本件組合せ供給を行った場合には、医療機関等の需要者から反発を受け、血液検査装置等の看板商品の売上げが大幅に減少する可能性がある。そのため、当事会社グループが、経営判断として、上記のリスクを冒してまで本件組合せ供給を行うとは考え難い。

さらに、シスメックスは、令和7年2月13日に、自社で製造販売する血液凝固測定装置と凝固試薬の抱き合わせ販売に係る違反被疑行為について公正取引委員会から確約計画の認定を受けており、同計画には、自社の血液凝固測定装置及び凝固試薬に関して、違反被疑行為と同様の行為を今後5年間行わないこと、当該措置の履行についての監視を第三者に委託し、その履行状況を当委員会に報告させること等といった措置内容が含まれているため、同計画の措置内容の対象が本件組合せ供給に及ぶものではないことを考慮しても、かかる状況下で、当事会社グループが本件組合せ供給を行うとは考え難い。

以上のことからすれば、当事会社グループには、混合型市場閉鎖を行うインセンティブ（本件組合せ供給により従たる商品の市場の閉鎖性・排他性を

生じさせるインセンティブ)も存在しないと認められる。

第5 結論

本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる
とはいえないと判断した。